

齒科保健課

1. 歯科保健医療対策について

厚生労働省では、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標した8020（ハチマル・ニイマル）運動を進めているが、その成果として8020達成者の増加や学童期のむし歯有病者率の減少など、国民の歯の健康状態が改善されてきているところである。各都道府県等におかれては、引き続き、本運動の一層の推進に努められたい。

(1) 歯科保健対策の推進等について

生涯を通じた国民の歯の健康の保持の推進を図るとともに、都道府県における歯科保健対策を円滑に推進するための「8020運動推進特別事業」は平成23年度においても引き続き実施することとしている。なお、本事業については、平成21年11月に開催された行政刷新会議「事業仕分け」での評価を踏まえて、歯科検診の実施体制の整備や歯科疾患の予防等に関する取り組みが成人期以降も重点的に実施されるよう、事業内容を明確化したところ。更に平成22年8月の「再仕分け」での意見を踏まえて、調査研究や地域における喫緊の課題への対応が、より具体的に実施されるよう、事業内容に事例を追記したので、各都道府県におかれては、これを参考にしつつ、地域の実情を踏まえ、本事業を効果的かつ効率的に実施されるよう努められたい。

また、歯科疾患の予防を目的とした取り組みについては多様な方法があるが、自治体及び学校等の判断に基づいて集団でフッ化物洗口・塗布を実施する場合には、本人及び保護者等に適切な説明を行い、理解を得ること等について、十分に配慮されるよう周知徹底を図られたい。

(2) 在宅高齢者に対する歯科保健医療サービスの向上について

在宅高齢者に対する歯科保健医療サービスの向上を図る観点から、

- ① 在宅歯科医療、口腔ケア等に専門性をもつ歯科医師及び歯科衛生士を養成するための「歯の健康力推進歯科医師等養成講習会」
- ② ①の講習会を受講した歯科医師を対象として、在宅歯科診療を実施する医療機関に対し在宅歯科医療機器設備を整備する「在宅歯科診療設備整備事業」
- ③ 在宅歯科医療希望者の相談窓口や在宅歯科医療に関する広報、在宅歯科医療機器の貸し出しなどを行う窓口を整備する「在宅歯科医療連携室整備事業」

を引き続き実施することとしている。

また、「在宅歯科医療連携室整備事業」では、広報活動や在宅歯科医療希望者と歯科診療所等への連携が更に推進できるよう、補助金の対象経費について改善を図ったので、各都道府県においては、本事業を効果的に活用されたい。

(3) 歯科医療の安全確保について

歯科医療の安全確保を効率的に推進するための「歯科医療安全管理体制推進特別事業」については、平成 23 年度においても引き続き実施することとしているが、事業内容に新たに感染防止対策に関する事項を追加したので、各都道府県におかれては、本事業を活用し、歯科医療の安全確保の更なる向上に努められたい。

(4) へき地等歯科保健医療対策について

へき地等における歯科保健医療対策として推進している歯科巡回診療車の運営、沖縄や離島の歯科診療班の運営に対する助成については、平成 23 年度においても引き続き実施することとしているので活用されたい。

(5) 食育推進に向けた取組について

平成 17 年 6 月の食育基本法の公布を受け、内閣府を始めとして関係機関において、食育に関する様々な取組が行われているところであるが、歯科保健の立場から食育を推進していく観点から、平成 21 年 7 月に「歯科保健と食育の在り方に関する検討会報告書」を取りまとめたところ。

<http://www.mhlw.go.jp/za/0721/a12/a12.html>

都道府県におかれては、本報告書を参考に、歯科保健の立場からも食育を一層推進していただくようご協力をお願いする。

(6) 歯科保健関係行事について

平成 23 年度の行事予定は以下のとおりであるので、都道府県におかれても歯科衛生 思想の普及啓発や地域における歯科保健事業の積極的な実施をお願いする。

(ア) 6 月 4 日～10 日を「歯の衛生週間」とする。

(イ) 第 32 回全国歯科保健大会を 11 月 19 日(土)に岐阜県で開催予定。

なお、平成 23 年度の「第 60 回母と子のよい歯のコンクール」については、予定どおり実施することとしているので、引き続きご協力をお願いしたい。

(7) 歯科疾患実態調査について

平成 23 年度では、国民の歯・口腔の健康状態を把握し、今後の歯科保健事業を立案するための基礎資料を得ることを目的として、昭和 32 年より 6 年毎に行ってきた「歯科疾患実態調査」を実施することとしている。なお、調査を行う地区や時期等については、別途通知することとしているが、各都道府県におかれては、本調査へのご協力方、よろしくお願いする。

(8) 保健所等に勤務する歯科医師及び歯科衛生士について

成人歯科保健や母子歯科保健の充実に伴い、歯科医師及び歯科衛生士の従事者数は増加してきているものの、歯科保健対策の推進のためにはまだ不十分であり、今後とも適正配置にご尽力をお願いする。特に現在未配置の県にあってはご努力をお願いする。

(9) 歯科衛生士の修業年限等の改正について

歯科衛生士の養成課程における修業年限等の指定基準が改正（平成 17 年 4 月施行、経過措置 5 年）され、新課程での教育が行われているところであるが、都道府県におかれては、新課程での教育が円滑に実施されるよう、関係機関に対し、引き続きご指導方よろしくをお願いしたい。

(10) いわゆる海外歯科技工物について

インターネットの普及等により、歯科医師が国外で作成された歯科補てつ物等を輸入し患者に提供する事例が散見されることから、その取り扱いについては、

- ・「国外で作成された補てつ物等の取り扱いについて」(平成 17 年 9 月 8 日医政歯発 0908001 号)
- ・「補てつ物等の作成を国外に委託する場合の使用材料の指示等について」(平成 22 年 3 月 31 日医政歯発 0331 第 1 号)

により通知したところであるので、引き続き関係者に周知をお願いしたい。

(11) いわゆる歯みがきサロン等について

現在、歯石・バイオフィルムの除去やホワイトニング等を行うことをうたったいわゆる歯みがきサロン等については、歯科衛生士が歯科医師の直接の指導を受けずに同業務を行っているとの情報が寄せられているところであり、「いわゆる「歯みがきサロン等について」（平成22年8月23日 歯科保健課事務連絡）」により通知したところであるので、引き続き関係者に周知を図られるようお願いする。

2. 歯科医師臨床研修制度について

(1) 歯科医師臨床研修を巡る状況

平成18年4月1日から歯科医師臨床研修が必修となり、診療に従事しようとする歯科医師は臨床研修を受けなければならないこととされ、平成22年度は2,400名程度の歯科医師が臨床研修を受けている。

なお、平成22年4月1日現在の歯科医師の臨床研修施設数は、単独型及び管理型臨床研修施設が243施設（大学病院99施設を含む）、協力型臨床研修施設が1,759施設である。

(2) 歯科医師臨床研修制度の見直し

歯科医師臨床研修制度は、臨床研修に関する省令の施行（平成17年）後5年以内に見直しを行うこととなっており、平成21年12月に取りまとめられ歯科医師臨床研修推進検討会第2次報告を踏まえて、平成22年6月に歯科医師臨床研修制度に係る省令や通知の見直しを行ったところ。

<主な改正ポイント>

- ・ 新たな歯科医師臨床研修施設（連携型臨床研修施設）の活用
- ・ 歯科医師臨床研修施設間の連携の推進（いわゆるグループ化の導入）
- ・ 歯科医師臨床研修施設の指定要件の見直し（歯科衛生士、入院症例の要件等）
- ・ 申請様式の簡素化
- ・ 研修管理委員会の機能の充実

また、昨今の募集定員が少数である歯科医師臨床研修施設における研修歯科医の受入れ状

況等を鑑み、当該臨床研修施設における歯科医師臨床研修の実施に支障を来さないようにするため、平成 22 年 10 月 28 日付け医政局歯科保健課事務連絡において、歯科医師臨床研修を受けようとする者の当該臨床研修施設における受入れに関する当面の対応を送付しているので、貴管下の都道府県立病院等に周知をお願いする。

(3) 歯科医師臨床研修に係る予算

平成 23 年度の歯科医師臨床研修費については、歯科医師臨床研修制度が必修化された平成 18 年度より 5 年が経過することを踏まえ、従来の補助事業の見直し等があったため、前年度と比べて減額となっているが、約 22 億円の予算を確保することとしている。

本補助金は、臨床研修の指導体制を確保するための経費であり、また、研修歯科医が臨床研修に専念できる環境の整備に役立つものと考えている。

各都道府県におかれては、歯科医師臨床研修制度の趣旨を踏まえ、円滑かつ着実な実施に向けて、格段のご協力を引き続きお願いする。

(4) 歯科医師臨床研修を修了した旨の歯科医籍への登録

歯科医師臨床研修を修了した歯科医師は、本人の申請に基づき歯科医師臨床研修を修了した旨を歯科医籍へ登録を行うこととなる。

臨床研修修了登録証交付申請書（書換、再交付申請書も含む）については、歯科医師免許申請とは異なり、保健所を通さずに管轄する地方厚生局を経由して厚生労働省医政局歯科保健課に送付することとなっている。

各都道府県においても歯科医籍への登録の申請を速やかに行うよう、歯科医師臨床研修施設を通じて、歯科医師臨床研修を修了した歯科医師に対して周知をはかっていただきたい（平成 19 年 2 月 23 日付け医政局歯科保健課長通知参照）。

(5) 歯科医師臨床研修における修了等の基準について

都道府県立病院等における修了認定等にあたっては、「歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 17 年 6 月 28 日付け医政局長通知：平成 19 年 2 月 23 日一部改正）を参考として行うようお願いする。なお、修了認定にあたって疑義の生じた際には管轄する地方厚生局に相談・照会されたい。

3. 歯科医師需給対策について

(1) 経緯

- ・歯学部は昭和45年（17校、入学定員1,460人）から56年（29校、3,380人にかけて急増したため、昭和61年「将来の歯科医師需給に関する検討委員会」（厚生省）が20%削減を提言。私立歯科大学協会の協力等で平成6年までに削減率19.7%（666人減）された。
- ・平成10年、厚生省の同様の検討会が入学定員の削減と歯科医師国家試験見直しにより、新規参入歯科医師の10%程度抑制を提言。以降、募集人員は1.7%（47人）削減されている。
- ・平成22年度の募集人員は2,611人と最大時に比べ、769人、22.7%削減されている。
- ・歯科医師国家試験については、平成19年歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書を踏まえて、平成22年試験から合否基準を見直し、直近（平成22年2月）の国家試験合格率は、69.5%（受験者数：3,465人、合格者数2,408人）となっている。
- ・上記施策により、一定の成果をみたが、医師確保策の議論が進む中で、歯科医師需給についてさらなる検討の必要性が浮き彫りとなる。

(2) 文部科学大臣と厚生労働大臣による確認書

平成18年8月31日、両大臣が下記の内容の確認書に署名。

記

歯科医師については、以下のとおり、養成数の削減等に一層取り組む。

- ① 歯学部定員については、各大学に対してさらに一層の定員減を要請する
- ② 歯科医師国家試験の合格基準を引き上げる。

(3) 新規参入歯科医師数削減の今後の方針

確認書の①については、文部科学省が、

- ・再三にわたり、定員削減を要請
- ・平成21年1月に、「歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議において入学定員の問題等に関する第1次報告が取りまとめられたところであり、22年度入学者数は2,611人と20年度から46人削減されたところ。

確認書の②については、厚生労働省が、

- ・平成19年12月に歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書をまとめ、平成20年度に歯科医師国家試験出題基準を改定したところである。これを受けて平成22年試験より新しい合格基準が運用されている。

4. 歯科技工士国家試験について

歯科技工士国家試験の実施については、歯科技工士養成所の所在する都道府県で実施いただいているが、問題作成については、平成20年4月30日付け通知において、試験問題に関しては、複数の自治体において問題を共同で作成し、これらの試験問題を共通で出題しても差し支えない旨を周知したところである。各都道府県においては、引き続き歯科技工士国家試験の実施に関してご協力賜るようお願いする。